

子どもがキラリと輝くまちに...

子どもの権利条例

(札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例)

が施行されました



平成20年11月7日 制定
平成21年 4月1日 施行

保護者向け研修資料

札幌市は、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指して、平成20年11月に「札幌市子どもの最善の権利を実現するための権利条例」を制定し、平成21年4月に施行しました。

この条例の制定を機に、条例で定められた子どもにとって大切な権利とは何か、また、条例の正式名称にもある「子どもの最善の利益を実現する」ために、大人にはどのような役割があり、保護者と学校は、どのように子どもにかかわっていけばよいのかについて、皆さんとともに考えていきたいと思えます。

この条例は...

子どもが
生き生きと過ごし
伸び伸びと成長発達できるよう



子どもの権利を保障

この条例は、子どもが生き生きと過ごし、伸び伸びと成長発達できるよう、子どもの権利を規定し、保障するためのものです。

「子どもの権利」とは

「子どもの最善の利益」

- ・子どもの基本的人権
- ・子どもが社会性を身につけ、自立した大人へと成長・発達する権利



子どもの**育ちを支えるのが**
大人の役割

子どもの権利について少し詳しく述べますと、子どもには生まれながらにもっている基本的な人権があることはいうまでもありませんが、子どもの最善の利益の観点から、社会性を身につけ、自立した大人へと成長・発達する権利についても有しているということです。

そして、子どもを「社会に出て生きていくために十分な力を身に付けていない、弱い立場にある者」ととらえ、子どもには、一人の人間として尊重される中で、よさや可能性を発揮したり、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重することができるような人格を形成していく権利があり、大人には、その子どもが立派な人格を身につけるための手助けをする「責務」がある、ということです。

大人の重要な役割

子どもは、身体的・精神的に発達
の途中であることを常に考え...

「**子どもの最善の利益**」を考慮して保護や支援を行う。

子ども自身が、
自分にとって大切な権利を**正しく理解**
できるようにする。

子どもの権利を保障するための、大人の重要な役割として、子ども自身が自分にとって大切な権利を正しく理解できるようにしていくとともに、大人が子どもに適切な保護や支援を行う際、その支援の内容等がその子にとって「適切」かどうかについて、「子どもの最善の利益」という観点で判断することが大切です。

大人の重要な役割

「子どもの最善の利益」

- ・ 子どもをよく見て
- ・ 将来を見据え、今何ができるかを

教師も保護者も地域も考え、子どもを支援する

もう少し詳しく述べていきます。まず、大人の重要な役割の一つ目、「『子どもの最善の利益』を考慮して保護や支援を行うこと」についてです。

「子どもの最善の利益」について考え、話し合うときには、「子どもの未来を考え、子どもが『自立』し、『社会性』を身につけることを大切にしているか」という観点で、総合的にかつ大人の責任において判断していかなければなりません。

しかし、どのような判断をすることがその子にとっての「最善の利益」につながるのかについては、保護者の考えと、教師の考えと、その子自身の考えが食い違うこともあります。10人の人がいれば、10通りの「最善の利益」があるのかも知れません。それぞれの意見の調整は簡単ではありません。

最善の利益

本人と周りの大人が

じっくり話し合っていくことが大切

しかしここで大切なことは、調整は大変であっても、子どもを中心に据え、周りの大人たちが子どもの意見も尊重しながら、その子の将来を見据えた「最善の利益」について、時間をかけてじっくり話し合っていくことが大切であるといえます。

大人の重要な役割

子どもが「子どもの権利」を正しく理解すること

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、**自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。**そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

【条文前文から抜粋】

次に、大人の重要な役割の二つ目、「子ども自身が『自分にとって大切な権利』を正しく理解できるようにすること」についてです。

条例の前文では、「子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び…(抜粋部分を読む)規範意識をはぐくみます。」と示されております。

他者の権利を尊重するなど、子どもに「人権感覚」を身につけさせることも大切なことです。

大人の役割

条例では...

- ・ 家庭における**保護者の役割**
- ・ 学校や施設における**職員の役割**
- ・ 地域における**市民の役割**
- ・ **札幌市の役割**

4つの役割が示されています。

さて、条例において、大人の役割は、「家庭における保護者の役割」「学校や施設における職員の役割」「地域における市民の役割」「札幌市の役割」の4点に分類され示されています。

ここでは、1つ目の「保護者の役割」と2つ目の「職員の役割」について説明します。

1 家庭における保護者の役割

家庭は、子どもにとって基本となる生活の場です。

保護者は、子どもの養育や発達の**第一義的な責任者**として、年齢や成長に応じた支援に努めます。

子どもの年齢や成長に応じて、
指導や助言を行う

- ・言葉や表情、しぐさなどから
子どもの思いを受け止める
- ・虐待や体罰をなくす

条例では、家庭における保護者を「第一義的な責任者」と定義し、年齢や成長に応じた指導や助言を行うこととしております。

その際、子どもは成長の途中にあり、子どもによっては、自分の気持ちを十分に表現できないことを踏まえ、子どもが発した単語や表情、しぐさなどから子どもの思いを感じ、受け止めていくことも必要になります。

子どもに対する虐待や体罰をなくしていくことは、言うまでもありません。

条例に定められるまでもなく、保護者は子どもの第一義的な責任者であることは御理解いただいていると思いますが、そうは言っても、子育てが思うようにいかずに思い悩んでいる保護者の方々は少なくないと思います。そのようなときは、子どものためにも、一人で悩まずに、保護者同士や、時には教師、専門家等も交えて、日頃の悩みを語り合うことも大切です。

条例で規定している「子どもの権利」



安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

さて、条例で定められた子どもの権利の内容を子育てに生かしていく観点から話を進めます。

条例で定められた子どもの権利は、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の、大きく4つの内容から成り立っています。

条例で規定している「子どもの権利」



安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

- ・命(安全)が守られる。
- ・愛情をもってはぐくまれる。
- ・「いじめ」「虐待」「体罰」等から守られる。
- ・障がい、民族、国籍、性別等を理由とした差別を受けない。
- ・気軽に相談し、適切な支援を受ける。

一つ目は「安心して生きる権利」です。

「安心して生きる権利」については、命や安全が守られること、愛情をもってはぐくまれること、「いじめ」や「虐待」「体罰」などから守られること、障がいや民族、国籍、性別等を理由として差別や不当な不利益を受けないこと、気軽に相談し、適切な支援を受けること、といったことが規定されています。

条例で規定している「子どもの権利」



安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

・かけがえのない自分を大切に
にする。

・個性や他人との違いを認め
られ、一人の人間として尊重
される。

・自分が思ったこと、感じたこ
とを自由に表現する。

・プライバシーが守られる。

二つ目は、「自分らしく生きる権利」です。

「自分らしく生きる権利」については、かけがえのない自分を大切にすること、個性や他人との違いを認められ一人の人間として尊重されること、自分が思ったことや感じたことを自由に表現すること、プライバシーが守られること、といったことが規定されています。

条例で規定している「子どもの権利」



安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

- ・学び、遊び、休息すること。
- ・健康的な生活を送ること。
- ・自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- ・芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- ・札幌の文化、雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- ・地球環境の問題について学び、行動すること。 など

三つ目は、「豊かに育つ権利」です。

「豊かに育つ権利」については、学び、遊び、休息すること、健康的な生活を送ること、自分に関係することを年齢や成長に応じて適切な助言を受け自分で決めること、芸術や文化、スポーツに触れ親しむこと、札幌の文化や雪国の暮らしを学び自然と触れあうこと、地球環境の問題について学び、その保全のために行動すること、といったことが規定されています。

条例で規定している「子どもの権利」



安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

豊かに育つ権利

参加する権利

・家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。

・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

・適切な情報提供等の支援を受けること。

・仲間をつくり、集まること。

四つ目は、「参加する権利」です。

「参加する権利」については、家庭や学校などの施設などにおいて自分の意見を表明すること、表明した意見についてふさわしい配慮がなされること、適切な情報提供等の支援を受けること、仲間をつくり集まること、といったことが規定されています。

事例 (保護者Xさん)

小学校では読書活動が盛んなのに、うちの子どもはちっとも本を読まない。読書は面倒くさいとも言っている。何とかしたいが。



A

今、流行の本を買い与え、読書の機会を私がつくろう。それが大人の役割だ！

B

今度、何かのついでに一緒に本屋さんにも行ってみようか。子どもの興味・関心をそれとなく探って、話題にしてみようかな。

では、日常の御家庭によくある例で「子どもの権利」を考えてみましょう。皆さんなら、AとBのどちらを選ぶでしょうか。

事例 を

参加する権利

の視点から考えると・・・

あらゆる場で自分の意見を表明し、表明した意見について年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされる。
適切な情報提供などの支援を受ける。

この事例を「参加する権利」の中の、「意見を述べる権利」(これを『意見表明権』と言いますが)の視点から見てみたいと思います。この事例でいうと、読書のことについて、子どもが自分の気持ちや意見を述べる場を保障し、子どもと話し合っていくことが大切です。

ここで大切にしたいことは...

- ・子どもに選択させる場づくり、待つゆとり
- ・大人と子どもどちらか一方の考えを押しつけるのではなく、話し合うこと。

子どもの思いを受け止め、指導・助言すること。

「自立した大人へと成長する」という子どもの権利の視点からとらえると、読書の大切さについて、大人の考えや思いを一方的に押しつけるのではなく、読書に対する子どもの気持ちを受け止め、好きな本からはじめるとか、10分間からはじめるとか、取り組みそうなところからはじめていくなど、子どもと話し合っていくことが大切です。

もちろん、子どもの意見表明権は、子どもの意見を何でも聞き入れることではない、ということ言うまでもありません。子どもが読書を面倒だと言っているからといって、「分かった。本を読まなくていい。」と決めてしまうのではないということです。条例では、子どもが表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされる、とあります。これは、子どもの最善の利益の視点から、子どもの意見が受け入れられない場合は、大人はその理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。

事例 （保護者Yさん）

久しぶりの一家団らん。楽しく語り合うことは家族にとって大切なことなのに、長女ときたら自分が見たいTV番組を見ることができないとふくれ顔。

A

長女ときたら、家族の楽しみに水を差すなんて、雰囲気壊れるわ。家族の大切さについて学校では教えないのかしら。

B

学校の友達との話題についていけないかもしれないわね。でもこの際、親や弟妹との会話も大切なことを分かってもらわなくちゃいけないわ。

この事例はどうでしょうか。日常でよくある事だと考えます。時には「姉なんだから我慢しなさい」と一喝することもあるのではないのでしょうか。

事例 は

豊かに育つ権利

ととらえることもできます。

学び、遊び、休息すること。健康的な生活を送ること。
自分に関係することを年齢や成長に応じて、適切な助言
等の支援を受け、自分で決めること。

事例2は、子どもの意見表明を保障するという観点では、事例1と同様に「参加する権利」ととらえることもできますが、子どもの遊び、休息に関することとして見た場合、「豊かに育つ権利」ととらえることもできます。

AとB共に、保護者の気持ちは分かります。

ここでも大切にしたいことは...

- ・子どもに判断させる場づくり、待つゆとり
- ・大人と子どもどちらか一方の考えを押し通すのではなく、話し合うこと

子どもの発達を考慮し、指導・助言すること

誰が悪いとか、責任があるとかいうことを考えても、子どもは成長しません。保護者も教員も、子どもが正しい判断をできるような接し方をしていくことが望まれます。子どもに気付かせることが大切なのではないのでしょうか。

また、「家庭の考え方、子育ての方針」に自信をもって我が子と接していくことも大切であります。周りとの調和を重んじるあまり、正しいことが怖くて言えないとなってしまうと、子どもが問題を解決したり正しい判断や選択をしたりすることから遠ざかってしまうことにもつながりかねません。

家族の中でも学校の中でも、自立した社会性のある大人への成長を支援していきたいものです。

日々子どもと親の葛藤

《もっと上手にかかわりたい》

子どもの権利条例が

接し方を考える礎 になれば

教える 説得 等 方法は様々
みんなで考え議論できるように

2つの例以外にも、日々子どもと保護者の方々との葛藤は想像に難くありません。だからこそ、子どもの権利条例が「子どもとの接し方」を考え判断する礎になることを期待するのです。

2 学校や施設における職員の役割

学校や児童会館、養護施設は、子どもが育ち学ぶ重要な場です。
職員は、子どもの思いを受け止め、相談に応じたり、対話を積み重ねたりしながら、子どもの支援に努めます。

子どもや保護者、地域住民に開かれた施設をつくる。
いじめの防止に努め相談しやすいような工夫をする。
虐待や体罰をなくす。
行事、運営などについて子どもが意見を表明し、参加する機会をつくる。

子どもの権利条例では、学校の教師の役割も規定しています。最重要課題であるいじめの防止のほか、子どもが意見を表明し、行事や諸活動に積極的に参加する機会をつくることが求められており、現在、市内の学校でも、多くの取組が行われています。

「子どもの権利」と2つの具体例の関連

他人の権利を尊重すること

【第7条】 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

一方的に、他人の権利を侵害してまで、権利行使するようなことは認めていません。

子ども自身が、他人の権利に配慮しつつ問題を解決できるための力(問題解決能力、調整能力)を身につけさせていくことが大切になります。

子どもが自立した大人へと成長していくためには、他人の権利に配慮しつつ、自分たちの力で問題を解決できるよう育てていかなければなりません。自分にとって大切な権利は、他の子どもにとっても大切な権利であるという前提ではありますが、時としてお互いの権利がぶつかり合うこともあります。学校では、発達段階に応じ、さまざまな場面を通して、子どもたちがお互いの権利を調整し合い問題を解決していけるよう、適切に支援や指導をしています。

大人の重要な役割



もう一つ大切なこととして、子どもが学び育つ場所は、主に、家庭、学校、そして地域の教育関連の施設等がありますが、その中でも、子ども自身が自分の権利を正しく理解するよう指導することが期待されているのは、何と言っても家庭と学校でしょうから、子どもたちが権利について正しく学べるよう、学校と保護者が連携・協力していくことがあげられます。

新しい概念が導入されたわけではありません。

目の前の子どもをしっかりと見ていき、日々の出来事について子どもと話し合っていくこと。

「子どもの最善の利益」のために、保護者と学校、地域の方々が相談しながら子どもにかかわっていくこと。

最後になりますが、条例ができたからといって、新しい概念が導入されたわけではありません。子どものために、まずは、目の前の子どもをしっかりと見ていき、そして、日々の出来事について話し合っていくことが大切ではないでしょうか。

また、子どもの最善の利益のためにどうしていくことが望ましいのかについて、保護者と学校、地域の方々が手を携え、相談しながら子どもにかかわっていくことも重要なことです。

本条例が、子どもとどう接するかのヒントになることを願っています。

様々な価値観や状況のある中ではありますが、子どもの健やかな成長のために、ぜひこのような理念を共有できればと考えます。



・以上で、「子どもの最善の利益」を実現するために知っておくべき、子どもの権利の内容や大人の役割などについての説明を終わります。